

「7 火薬類許可申請等の手引」の改正概要

1 改正内容

(1)「第1 申請書等の提出先」について、千葉市消防局予防部指導課保安係のメールアドレスの修正をする。

(2)「第5 届出・報告に係る各種手続き」の改正

ア 「3 火薬庫軽微変更届」の改正

(1) 該当する軽微な変更の工事（省令14条）について、令和6年1月26日付けで改正された「火薬庫に係る軽微な変更の工事等」の改正内容を追加する。

イ 「6 火薬庫外火薬類貯蔵所の廃止届」の関係規則を修正する。

ウ 「10 定期自主検査計画（変更）届・定期自主検査報告書（法35条の2）」について、令和6年6月28日付けで改正された省令第67条の9第1号の内容を反映する。

(3)「第6 補足」の改正

「2 火薬類取締法の適用を受けない火工品について（平成24年2月3日経済産業書告示第14号）」について、令和6年5月28日付けで改正された適用除外品目を追加する。

2 指針改正日

令和7年4月1日（火）